

公園坂通り周辺地区 まちづくり通信

地区計画の詳細に関するHPはこちら

令和6年3月5日 発行 第12号

発行:我孫子市役所 都市部 都市計画課 都市計画係

〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地 電話:04-7185-1111(内 541) FAX:04-7185-4329

☆ 公園坂通川周辺地区地区計画の決定について ☆

公園坂通り沿道の住民・地権者の皆様から「まちづくり懇談会」やアンケート調査等を通してご意見をいただきながら検討を進めてきた【公園坂通り周辺地区地区計画】について、令和6年3月5日に決定告示を行いました。皆様のご協力により、地区計画の策定に至ることができましたことをこの場をお借りしてお礼申し上げます。

良好なまちなみの形成に向け、今後とも皆様のご協力をお願いいたします。

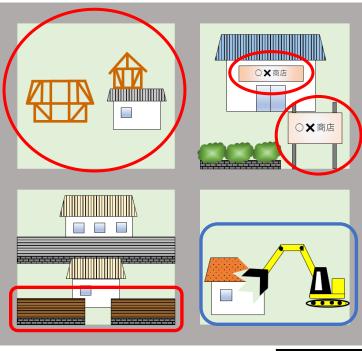
⇔ 地区計画の届出が必要な行為について ⇔

①建築物の新築や 増築、改築、移転



③かき・柵などの外 構工事





②屋外広告物の新 設や表示内容の変 更



④建築物、かき・柵、 屋外広告物の取り 壊し



地区計画の区域内(右の図参照)で上記の①から③までの 行為を行う場合は、<u>行為着手の30日前</u>までに、市(都市計 画課)に<u>地区計画の届出</u>が<u>必要</u>です。市は届出を受理後、内 容を審査し、届出者に受理書を交付します。

地区計画の詳細につきましては、市のホームページに掲載されている「地区計画計画書」や「地区計画計画図」、「公園 坂通り周辺地区地区計画運用基準」をご覧ください。

公園坂通り周辺地区 「計画書」「計画図」⇒ 「運用基準」







◇ 公園坂通り周辺地区地区計画の制限の概要 ◇

1 建築物等の用途の制限について

建築基準法による制限に上乗せして、地区計画により建築できる建物の用途が制限されます。

X:地区計画により建築不可、○:建築可能(地区計画で制限しない)、一:建築基準法で建築不可

| 建物の用途 | 沿道商業地区 | 沿道複合住宅地区 | 公園沿道地区 |
|---|--------|----------|--------|
| マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの | × | _ | × |
| カラオケボックスその他これに類するもの | × | _ | 0 |
| 自動車教習所 | × | × | × |
| 倉庫業を営む倉庫 | × | _ | - |
| 畜舎 | × | × | × |
| 葬儀場 | × | × | × |
| 工場 | × | × | × |
| 自動車に直接燃料を供給するための施設 (ガソリンスタンド) | × | × | 0 |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる営業に供する施設 (風俗営業店舗など) | × | _ | _ |

2 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限について

次に掲げる屋外広告物は設置できません。

- (1) 自己の用に供するもの以外の広告物(自社以外の宣伝をする貸看板等)
- (2)屋上広告物
- (3) 電飾により点滅する広告物、可変表示式広告物(LED 電光掲示板等)

3 かき又はさくの構造の制限について

公園坂通りに面して設置するフェンスや門柱等については、高さや長さが制限されます。

